

第54回「くらしに役立つ法律のはなし」

～ 10月の弁護士による連続法話 ～

南信消費生活センターでは、長野県弁護士会飯田在住会との共催により、弁護士による連続法話「くらしに役立つ法律のはなし」を開催します。

多くの方々のご参加をお待ちしています。

|  |  |
| --- | --- |
| * **テーマ** | **「交通事故と法律」** |
| * **内　容** | **飯田下伊那地域においては、昨年１年間で４７３件の交通事故（人身事故）が発生しており、その結果、９人死亡、５８１人が傷害を負っています。このように、交通事故は一般市民にとって最も身近な事件であり、しかも往々にして、その結果は重大なものとなります。**  **そこで今回は、交通事故の加害者または被害者になってしまった場合の民事（賠償関係）、及び刑事（処罰関係）の両面における法律関係について、弁護士から分かり易く解説していただきます。** |
| * **講　師** | **弁護士法人下平法律事務所　諏訪　卓也　弁護士** |
| * **日　時** | **平成３０年１０月２４日（水）午後１時３０分～３時まで** |
| * **会　場** | **長野県飯田合同庁舎５階　５０１号会議室** |
| * **参加料** | **無　料** |
| * **申込み** | **参加ご希望の方は、南信消費生活センターへ電話（０２６５-２４-８０５８）またはメール（n-shohi@pref.nagano.lg.jp）で、氏名及び居住市町村をご連絡ください。** |
| * **その他** | **当法話は毎月１回開催しています。次回以降は決定次第お知らせします。** |

**確かな暮らしが営まれる美しい信州**

**～学びと自治の力で拓く新時代～**

しあわせ信州創造プラン2.0（長野県総合5か年計画）推進中

長野県南信消費生活センター

（所長）石澤　一志　（担当）松本　善彦

電 話 0265-24-8058（直通）

F A X 0265-21-1703

E-mail　n-shohi@pref.nagano.lg.jp

**「第2次長野県消費生活基本計画」推進中**

・消費者の権利の確立と利益の擁護

・県民の消費生活における自立の支援　等